

白山手取川ジオパーク ロゴマーク と キャラクター ご利用の手引き

【概要版】

白山手取川ジオパーク推進協議会
<http://hakusan-geo.main.jp>



重要

申請には、下記の書類を“必ず”提出してください。

白山手取川ジオパークのPRのため、「ロゴマーク」と「ゆきママとしずくちゃん」をご活用ください。使用する場合には、営利・非営利を問わず事前の申請による許可を得ることが必要です。また、使用料は**無料**で、1回の許可で最大**3年間有効**です。

申請に必要なもの・・・

- ① 使用申請書（印鑑が必要です）
- ② 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
※ 個人の場合は、プロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。
- ③ ロゴマーク、キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等
※ 見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。
- ④ 製造または販売する店舗一覧（様式は自由です）

実際の使用にあたっては、「ご利用の手引き」【詳細版】をご確認ください。

重要

下記の使用には、申請が不要です。

- ① 市の機関が**公用の目的**で使用する場合
- ② 市内の教育施設および児童福祉施設が**教育および児童福祉の目的**で使用する場合
- ③ 報道機関が**報道および広報の目的**で使用する場合
- ④ 著作権法で認められている**私的使用**の範囲に該当する場合（**個人の年賀状での使用**など）
- ⑤ **在庫品を販売**する場合（当初の許可内容に変更がない場合のみ）



年賀状にも
使えるヨ!



使用申請書に添付する「商品等の見本」について。

商品(見本)の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、ロゴマークやキャラクターをどのように利用するのか、具体的にわかるものが必要です。また、「ゆきママとしずくちゃん」とキャラクターの名称を入れる場合は、その表記も入れて、サンプルのご提出をお願いします。

[商品]



どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。(POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。)現物を提出できない場合は、設計図等を提出してください。

[パッケージ]



どこに、どのような大きさ・色で使うのかを明記してください。(シール・ラベル等を商品に貼り付ける場合は、シール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像を付けてください。)

[チラシ・パンフなど印刷物]



印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのかを明記してください。

完成した製品は、現物を事務局へ郵送・ご持参ください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。
ホームページや広告の場合は、印刷したものを
ご提出ください。



使用期間が満了しても、在庫の販売はOKです。

許諾期間の満了後において、商品等の
在庫が残っているときは、当初の許可
内容(使用品の名称、販売小売価格・
製造予定数)を変更しない限り、改め
ての変更の申請は不要で、期間満了後
も、在庫がなくなるまで、引き続きご
使用いただけます。

在庫があっても
安心だよ！



注意

ご使用に当たっての留意事項。

- ① ご使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、白山手取川ジオパーク推進協議会は、一切の責任を負いません。
- ② ご使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を順守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ③ 使用許諾は、白山手取川ジオパーク推進協議会が著作権を有する「ロゴマーク」と「ゆきママとしずくちゃん」を使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

注意

次の場合、ご使用は許諾できません。

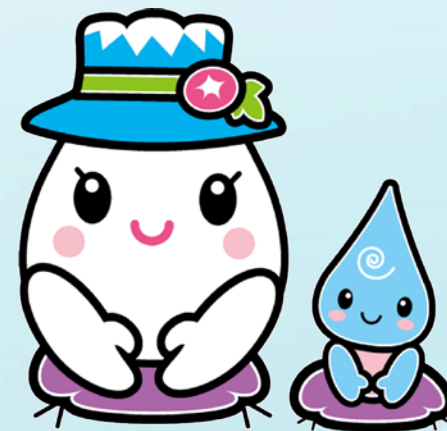
- ① 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 白山手取川ジオパークの信用または品格を害するものと認められる場合
- ③ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- ④ 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認するおそれがあると認められる場合
- ⑤ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用する場合(※販売先が同営業を行う者である場合も含む)
- ⑥ ロゴマークやキャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑦ ロゴマークやキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑧ 立体物で、その表現がロゴマークやキャラクターの立体物と認められない場合
- ⑨ ロゴマークやキャラクターの著しい変形、その他ロゴマークやキャラクターの使用が適当でないとして認められる場合

使用申請書に必要事項をご記入のうえ、
事務局へ郵送または持参してください。

提出先

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
石川県 白山市 観光推進部 ジオパーク推進室内
白山手取川ジオパーク推進協議会

使用申請書は、ホームページからダウンロードするか、
または、事務局よりFAXにてお送りいたします。



白山手取川ジオパークのホームページ
<http://hakusan-geo.main.jp>

白山手取川ジオパーク

検索

〒924-8688
石川県白山市倉光二丁目1番地
白山市 観光推進部 ジオパーク推進室
TEL：076-274-9564
FAX：076-274-9546